

臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者を応援します。(下記条件に該当する方)

《臨時特例つなぎ資金貸付制度とは》

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けし、自立を支援することを目的としています。

ご利用いただける方

住居のない離職者であって、次の要件のすべてに該当していることが条件です。
※原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していること。

1 離職者を支援する公的給付制度等

失業等給付、生活保護、住居確保給付金等又は公的貸付制度（総合支援資金等）の申請を受理されている人であり、かつ当該給付等開始までの生活に困窮していること。

2 金融機関の口座を有していること (借入申込者名義)



必要書類

借入申込書に次の書類を添付してください。



次の1～3の内容を記載している公的給付制度等の申請が受理されていることを証明する書類

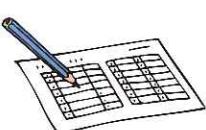
- 申請を受理した機関の名称、所在地、連絡先
- 申請を受理されている公的制度の名称
- 申請の受理日



借入申込者名義の金融機関の預金通帳の写し



借用書



貸付内容

○貸付限度額……………10万円以内

○連帯保証人……………不要

○貸付金利子……………無利子

○償還方法……………公的給付金又は公的貸付金の交付を受けたときから、原則として1月以内に貸付金額を秋田県社会福祉協議会が指定する方法により償還する。

相談・申込先は、今後、居住予定の市町村社会福祉協議会が窓口です。

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 (秋田県社会福祉会館内) TEL018-864-2713